

地区	番号	要望内容	担当課	回答	現状及び結果(令和3年3月末現在)
田中	1	<u>区役員業務の見直しについて(加沢区・県区・本海野区・白鳥台区)</u> 区の役員の活動は短時間のものから長時間にわたるものなど、年間活動日数にすれば200日を超える状況である。会社員の定年延長などで65歳から70歳位までは勤務しているなどから、区の役員の引き受け手も少ない。会社勤務をしながら区の役員もできるような環境づくりが必要ではないか。そのためには区の仕事以外に発生する市からの雑多な業務を見直してほしい。市からの委託事業は、本当に区が行うべき事業か、必要な事業かと思われる事業が少なからずある。行政は区組織を行政の下請け機関として使っていると思われる事業が多い。交通安全協会・保健補導員・日赤奉仕団等は、各直轄団体止まりで区全体で各1名の選出で可能ではないでしょうか。要望したいのはできる限りコンパクトとシンプルです。また、戸数100を割る区では高齢化のため区の役員のなり手が少なくなっており、同じようなメンバーで役員を回しているような状況です。よって、行事・作業・クラブ活動に参加が少なくなっています。	地域づくり・移住定住支援室	区の役員業務に関しましては、これまでもご要望を頂いているところではありますが、十分整理できていない状況でございます。市といたしましても区へ依頼している業務につきまして統廃合等できる部分があるか、また、人数配分などについて、全庁的に現状の把握を行い、可能なものは調整をしたいと考えております。 また、小規模な区においては、区の再編や役員の兼務など工夫をしていただきながら、市といたしましても負担軽減するための方策について行政連絡会議(5地区の正副区長により構成)等においても協議をして参りたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。	区へ依頼している業務についての洗い出しを行いました。今後の行政連絡会議等において協議して参りたいと考えております。
田中	2	<u>消火栓管理について(加沢区・全区)</u> 消火栓については、老朽化のため水を出すと「赤水」が出るということで通水確認の回数が減っているように感じます。 また、新しい住宅地には、消火栓が無く、火災時の消火に大変不安があります。そんな場所には優先して消火栓を設置してもらいたい。	消防課	平成23年度から市内に設置されている消火栓については、上下水道課を通じて業者に委託し、4年に一度のサイクルで、すべての消火栓について通水試験を実施している他、消防署においても、火災発生時に迅速に対応できるよう、定期的に消火栓の開閉操作の確認や外観点検を実施しております。なお、点検の際には「赤水」が出ないよう細心の注意を払いながら実施しており、通水確認の回数等を減らすことはしていません。 また、消火栓の新設につきましては、住宅の建築状況や区からの要望を踏まえ、付近の消防水利の設置状況を調査する中で、必要な箇所には設置してまいります。	今年度、業者委託による消火栓の通水試験を田中・和地区で実施いたしました。点検の結果、不具合のあった消火栓については、修繕等を行っております。 また、消火栓の新設につきましては、住宅の建築状況や区からの要望を踏まえ、向こう3か年の実施計画に4基搭載いたしました。引き続き、市民生活の安心安全確保のため、必要な箇所には消火栓や防火水槽を設置するなど、消防水利の充実強化に努めてまいります。

令和2年度 まちづくり懇談会 意見・要望等年度末進捗状況(令和3年3月末現在)

地区	番号	要望内容	担当課	回答	現状及び結果(令和3年3月末現在)
田中	3	空家対策について(白鳥台・全区) 高齢化に伴い空き家、空き地が問題になっておりますが、その中で一部家屋の老朽化が目につくようになりました。また樹木が道路にはみ出し、草も伸び放題の家屋もあります。 もう一つの例としては、田中小学校通学路沿いにある空き家の危険な建物については、児童の通学途中の安全確保のためにも、撤去指導等を行ってほしい。 市としての対策と空き家バンクの最近の状況を教えてください。	建設課、地域づくり・移住定住支援室、生活環境課	立木・雑草等の相談があった際は生活環境課から土地所有者へ除草等の管理のお願いを、住宅管理の相談については建設課による空家等対策計画に基づく改善を、空き家の利活用については地域づくり・移住定住支援室から空き家バンクのご案内をしております。 その他、詳細については市で発行している空き家に関するパンフレットがございますので、ご一読ください。 田中小学校通学路沿いの空き家については、所有者と協議し、改善することを確認していますので、再度改善の依頼をします。 建設課では、東御市空家等対策計画に基づいた空き家の改善を、昨年度3件実施しました。 空き家バンクについては、平成23年度から令和元年度までの物件登録件数は152件で、契約成立件数は92件、内訳は、賃貸27件、売買65件でした。令和元年度は、物件登録件数19件で、契約成立件数15件、内訳は賃貸4件、売買11件でした。	空き家の樹木・雑草等に関する相談については、空き家に関するパンフレットを同封の上、土地所有者の方へ伐採の要望があったこと、そのことについて相談者と協議することを通知しております。 なお、令和2年度の空き家の樹木・雑草等に関する相談件数については17件です。 田中小学校通学路沿いの空き家所有者宅を訪問し、改善の意思を確認しましたので、引き続き改善状況を確認してまいります。 今年度は、東御市空家等対策計画に基づき1件の改善が図られました。 空き家バンクの令和2年度の実績見込みといたしまして、新規物件登録数17件、契約成立件数14件、内訳は賃貸2件、売買12件です。(令和3年2月末現在)
田中	4	洪水時の避難場所について(西海野区) 現在、洪水時の避難場所が西海野区に無く、高齢者などの早期避難必要者は、田中小学校などの指定避難場所が開設するまでの避難場所(待機場所)が確保できない。特に道路閉鎖される前の避難場所を確保してほしい。	総務課	市では、昨年の台風19号災害の検証から、自主的な早期避難者の受け入れ、逃げ遅れの防止、避難行動中の事故を防ぐため、指定広域避難所開設の行動手順を見直し、早い段階での開設に努めます。それまでの間の一時的な待機場所につきましては、市内全域において災害の種類や状況に応じて指定することは困難であることから、各区や隣近所、家庭での話し合いにより確保していただくことになります。 西海野区では、昨年度、区民の話し合いにより地区防災マップを作成し、区内の危険個所の洗い出しが行われました。ご家庭や隣近所といった災害リスクを共有する皆様同士が自らの生命を守るための避難行動に関する話し合いを継続していただきたいと思います。	西海野区では、地区防災マップ作成の取り組みの一環として、マップを活用した避難訓練を実施し、支区等を単位とした避難経路や退避場所を選定しました。今後も地域内で話し合いを継続していただき、市といたしましても助言や支援の要望があれば参加いたします。 なお、こうした活動は地域で取り組む防災対策として大変重要なことであり、市内全域に取り組みが広がることを期待し、市報とうみ(令和3年3月)にて紹介させていただきました。

令和2年度 まちづくり懇談会 意見・要望等年度末進捗状況(令和3年3月末現在)

地区	番号	要望内容	担当課	回答	現状及び結果(令和3年3月末現在)
田中	5	通学路の安全について(加沢区) 東御市は安全な歩道が少なく、通学路もグリーンゾーンがなされていない箇所もある。湯ノ丸プールよりも、児童・生徒の安全の方が大切ではないのか、早急に実施を。	教育課、建設課	【教育課】通学路の安全対策については、東御市通学路交通安全プログラムにより取り組んでおります。 この中で、市内の小中学校を5つのグループに分け、2年に1回合同点検を実施しております。 合同点検によって対策が必要とされた箇所については、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図っております。 点検結果や対策内容については、市のホームページにて公表しております。 【建設課】交通安全プログラムによる通学路の危険箇所の把握や区長期計画によるグリーンベルトの設置を計画的に実施しております。	【教育課】通学路の安全対策につきましては、東御市交通安全プログラムに基づき、順次取り組んでおります。2年に1度、長野県国道事務所、上田建設事務所、上田警察署、東御市の関係者による東御市通学路安全推進会議と合同点検を実施しており、次回は令和4年に実施予定です。点検結果や対策内容はホームページにて公表しています。 【建設課】令和2年度は、区長期計画で要望のあった、城ノ前信号から田中商店街間市道(田中322号線)L=213m、県の長江寺前市道(田中262号線)L=61mを実施しました。今後も交通安全プログラムによる点検結果や区長期計画による計画的な設置を実施してまいります。
田中	6	公園設備の維持管理について(本海野区・県区) (1) 不動公園一帯の整備について(本海野区) 不動公園沿に流れる西川の滝(大権現石碑)の上流・下流域5m位の範囲で、流木・流石があり、撤去していただきたい。また石碑の上部で石積護岸が抜け落ちているので、被害が発生する前に善処いただきたい。 (2) 御膳水公園の管理について(県区) 御膳水公園の維持管理については、区民が4月～11月の間、交代で草取り等の管理を行っているほか、ボランティアにより植栽の手入れを行っている。近年ボランティアの高齢化もあり、十分な手入れをしようとすると、人員の確保・謝礼等について区の負担となることから、出来れば市で管理をしてほしい。	建設課	(1) 要望箇所については、今年度行う西川護岸改修に合わせ実施します。 (2) あがた御前膳水公園については、市と区の協定により、区が維持管理を行うこととされています。指定緊急避難場所に指定されている場所でもありますので、今後も引き続き区による維持管理にご協力ください。	(1) 2月に改修完了しました。 (2) 当日回答と同じです。
田中	7	支え合いについて(本海野区) 個人主義の社会で、人と人の付き合いが希薄になり、他人に限らず迷惑をかけたくない人が殆どです。このような世の中で、災害が起きた時に、如何に助け合い・支え合いをするか周知する方法を教えてください。	総務課、福祉課	災害が起きた時の助け合い・支えあいは、日頃からの近所付き合いや要配慮者への見守り・声がけをして普段から地域内の情報を把握しておく必要があります。各区で作成いただいています災害時支えあい台帳には安否確認の方法や要配慮者と支援者などの情報が登録されていますので、登録内容を区役員や消防団、民生児童委員等の集まる会合で共有し、必要に応じて区民へ周知していただければと考えます。	令和2年度において、「災害時支えあい台帳」は3区が新規に整備をいたしました。 なお、未作成区及び更新の必要な区で、依頼のあった区については、手順に沿って整備を進めております。

令和2年度 まちづくり懇談会 意見・要望等年度末進捗状況(令和3年3月末現在)

地区	番号	要望内容	担当課	回答	現状及び結果(令和3年3月末現在)
田中	8	台風19号災害で起きた災害への対策について(西海野区) 3支区旧道と海野バイパスの合流点付近、低地の為増水時に千曲川から逆流し20cm以上溜り消防団により排水作業をした。またこれより西側では千曲川の越水があった。地域住民の生命にかかわることで対策をしてもらいたい。また千曲川河川敷、堤防の立木を伐採し水流の安定化を図ってほしい。	建設課	台風19号レベルの増水時の冠水対策や立木伐採、河床整備等については、引き続き河川管理者である県と協議し、要望してまいります。	令和2年度に上田建設事務所にて一部河川敷内の土砂撤去及び立木伐採を実施いただきました。引続き必要と思われる箇所の河床整備等を県へ要望してまいります。
田中	9	地域住民の安全について(西海野区) 西海野区の旧道は30キロ制限ですが、それにもかかわらずスピードを出してくる車が結構います。時間で通学路になっている道路でもあり、歩道がある場所ならまだ良いのですが、歩道がない場所もあり大変危険を感じます。千曲川沿いにバイパスもできて大分車の通りも以前より少なくなっていますが、子供達も大変怖い思いをしている時があると思います。何とかならないものでしょうか。	生活環境課	昨年の区長さんより要望があり、交通安全啓発の登り旗を数カ所設置しましたが、海野宿橋の崩落により、国道からの抜け道として通過する車も増えているとお聞きしています。市では、交通安全協会と連携して交通安全啓発活動を進めてまいります。警察には交通安全運動に合わせた巡回・警戒活動や、移動式速度違反自動取締装置(オービス)による取り締まりの実施について依頼をしたところです。	引き続き、交通安全協会と連携して、交通安全啓発活動に努めるほか、警察での巡回・警戒活動や取り締まりの実施等について要望してまいります。
田中	10	道路(路面)状態の改善について(加沢区) アスファルトがめくり上がったり、碎石が散らばっていたり、生活道路の状態が良くない箇所が多数見られます。早めに改善をお願いしたい。	建設課	市内舗装等修繕については、舗装修繕計画や区長期計画により、老朽化の著しい路線から計画的に進めております。 また、区の長期計画に載らない、突発的、緊急的な案件や舗装の小規模な欠損などについては、情報の提供をいただき、現地確認後、小規模修繕や道路パトロール等で対応いたします。	舗装修繕委託や道路パトロール等により、緊急性の高い箇所の応急修繕を行いました。

地区	番号	要望内容	担当課	回答	現状及び結果(令和3年3月末現在)
滋野	1	(獣害防止対策) <u>千曲川右岸への柵などの設置を(赤岩区)</u> ・千曲川右岸耕作地に鹿が出没し農作物被害が発生しているため、柵など設置する対策を	農林課	区等における大規模な鳥獣防護柵については、県による鳥獣被害防止総合交付金事業があります。また、個人営農者向けには、市での鳥獣被害防止対策を行っております。県の事業については定額補助等の条件もありますので、耕地林務係までご相談ください。	地元区長と協議を行い、現時点では設置要望がない旨お聞きしました。今後設置要望が出されましたら、その際に協議いたします。
滋野	2	(不法投棄防止対策) <u>道路(農道)付近への監視カメラの設置を(赤岩区)</u> しなの鉄道～赤岩神社付近荒廃農地・山林に年1～2回大量のゴミが不法投棄され悪質で環境保全のため、道路(農道)入口付近に監視カメラの設置を。	生活環境課	監視カメラは録画データの管理が必要となり、維持管理が困難となりますので、市として設置は難しいと考えます。 山林等の人の出入りがない場所については、ロープやネット等を設置することで高い防止効果が見込めます。原則土地所有者が投棄されないように対策をしていただきたくお願いいたします。	監視カメラについては、維持及び監視管理が困難なため、設置は難しいと考えます。 区の要望に応じて不法投棄防止啓発看板を設置いたしました。 また、毎年の市報4月号での不法投棄防止の呼びかけや、ご相談のあった際には土地の見通しをよくすることなどの助言を行ってまいりました。
滋野	3	(防災対策、情報推進、生涯学習・交流推進) <u>各区公民館へのWi-Fi導入・補助を(片羽区)</u> 市情報や災害対応、書類提出等を電子化、情報収集、スマホ利用区民の通信費削減、生き生きサロン等での映画視聴・カラオケ利用のため、各区公民館にWi-Fiの導入・設置費用及び通信費の補助を	生涯学習課	各区公民館にWi-Fiの導入・設置につきましては、公民館分館施設整備事業補助金制度がありますので、ご検討をお願いします。 通信費につきましては、各区で対応していただきますようお願いいたします。	前回の回答のとおりです。 設置を検討している場合は、生涯学習課と事前の協議をお願いします。
滋野	4	(通学路の交通安全対策) <u>区内旧道の時間制限での通行制限規制を(片羽区)</u> ・区内旧道は朝夕の通勤時間帯はスピードを出す車両が多く、特にJA滋野支所前は小学校入口に続いており児童が大変危険で桜井区・大石区・赤岩区などの通学路の安全確保のため、時間制限で許可車両以外の通行制限(の検討)を。	生活環境課	時間制限による許可車両以外の通行制限については、範囲が広く対象車両も多いことが考えられるため、適用が難しい旨、警察から回答を受けています。 引き続き要望していきますが、昨年度、移動式速度違反自動取締装置(オービス)による取り締まりで一定の効果があつたため、今後も、定期的な警戒活動を警察に依頼していくほか、市としても交通安全協会と連携して交通安全啓発活動に努めてまいります。	引き続き、交通安全協会と連携して、交通安全啓発活動に努めるほか、警察での巡回・警戒活動や取り締まりの実施等について要望してまいります。
滋野	5	(通学路の交通安全対策) <u>旧道 片羽～牧家間の歩道設置を県に要望を(片羽区)</u> ・旧北国街道 片羽～牧家間(県道)に通学路の安全確保のため、歩道設置を県に要望を。	建設課	地元の東御嬭恋線改良促進期成同盟会と協議、調整を図り、県へ要望してまいります。	令和2年11月25日に市と東御嬭恋線改良促進期成同盟会で上田建設事務所へ県道改良について要望活動を行いました。引き続き要望、協議してまいります。

地区	番号	要望内容	担当課	回答	現状及び結果(令和3年3月末現在)
滋野	6	(区長期計画の実施・生活環境向上) <u>区長期計画の割り振り、早期実施を(桜井区)</u> ・区民の切実な要望を取りまとめ、協議委員会等で優先順位をつけて3年間の区長期計画を提出しているが、昨年は要望件数38件中25件が次年度以降の回答、10件が現地確認しても全て実施に至っていない。3年間の長期計画ヒアリングであり、3年間の中で実施できるよう割り振りを。(区民への説明ができない)	企画振興課、地域づくり・移住定住支援室	区長期計画に関しましては、同様のご指摘が多数の区から寄せられております。このため市では、各区からの事業要望に適切かつ迅速に対応していくため、これまでの区長期計画のあり方を見直し、できる限りご要望にお応えのできる仕組みづくりに向け、検討を始めたところでございます。 これら見直しは、区長会をはじめ各地区の地域づくり組織の皆様とも意見交換させていただく中で整理して参りますので、ご理解をお願い致します。	区長会等でいただいたご意見を参考に、サポーターの活用など、できる限り要望にお応えできるような仕組みづくりに向けて引き続き検討を行ってまいります。
滋野	7	(区長期計画事業への区への独自予算交付) <u>長期計画事業への区への独自予算交付を(桜井区)</u> ・3年間要望しても実施に至っていないもの、市道から宅地への雨水流入防止など経費的に多額を要しないもの等、区民の切実な要望に速やかに対応できるよう、厳しい財政状況とは思いますが区の規模に応じ一定額(30～50万円)予算を区に交付を。	地域づくり・移住定住支援室	独自予算の交付につきましても、長期計画の見直しと並行して検討を始めているところでございます。 ご提案いただきましたように、自立した活動の促進を図るためには、用途を限定せずに地域の裁量で公益的な事業に取り組めるような交付金制度を設けていくことも必要だと考えております。これも地域の皆様と意見交換させていく中で整理して参りますので、宜しくお願い致します。	前回回答のとおりです。
滋野	8	(災害・防災対策) <u>緊急時・災害・防災対策に備えた情報通信機器・手段は(大石区)</u> ・20年前に緊急用連絡手段でアマチュア無線免許所持(協力)者の届け出や防災訓練時の避難完了報告は、電話と無線144.94・432.94MHzで区長が報告する方法だったが、災害時は携帯電話での交信は無理と考える。FM東御の緊急放送は双方向でなく広報しか使えない。 9-1無線連絡は最適と思うが何故なくなったのか。これ以上に確実で良い方法があるか。 9-2現在のデジタル無線機は免許も必要なく、安価で災害時の通信設備としてどうか。	総務課	アマチュア無線を活用した通信訓練には、市内に在籍するアマチュア無線協会の協力や市役所内の体制整備が必要となります。携帯電話の普及やSNS等の双方向情報伝達手段の活用も見込めること、また、市内全区において無線訓練の協力がいただける体制が整わないため、現在では行っておりません。 災害時において、携帯電話のほか複数の通信手段を構築しておくことは大変重要でありますので、免許不要で利用できるデジタル通信機器を含め、他市町村の導入事例等も参考とする中で研究を進めているところです。	令和2年度の市防災訓練は、新型コロナウイルス感染拡大防止ため、大勢の市民が参集する訓練は行わず、区役員と消防団員による情報伝達訓練のみ実施いたしました。当日は、市のメール配信システムにより事前に登録を行った方のみ情報を発信するなど緊急時の連絡体制の整備について訓練を行いました。 また、新たな通信手段の構築につきましては、デモ機による通話品質の確認や導入、維持に係る経費等の研究を行っております。

令和2年度 まちづくり懇談会 意見・要望等年度末進捗状況(令和3年3月末現在)

地区	番号	要望内容	担当課	回答	現状及び結果(令和3年3月末現在)
滋野	9	(災害・防災対策、人材確保) <u>消防団員の活動や負担の軽減、団員確保対策を(大石区)</u> ・訓練の選択範囲を広め、魅力ある活動や負担の軽減が出来ないか。 ・消防団員が増加する啓発活動を行っていただきたい。	消防課	長野県消防協会において、訓練方法や大会の有り方、実施方法について協議されており、できるだけ団員の負担を減らしていく考えと聞いております。市としましても長野県消防協会の新たな方針に沿った形に見直していきたいと考えております。 新入団員の確保については、全区の役員の皆様に勧誘へのご理解とご協力を継続的に依頼するとともに、年間を通じて、広報活動や消防団と一緒に勧誘活動を行っているところであります。また、女性団員の加入促進も併せて進めてまいります。	新たに消防庁にて検討がされている消防団員の処遇改善指針や引き続き長野県消防協会の方針を注視し、魅力ある消防団活動に努めてまいります。 また、女性団員の加入促進により新たな消防団活動に生かすため、女性消防隊等の編成に着手しております。
滋野	10	(交通・通学路の交通安全対策) <u>県道東御孺恋線牧家交差点～西方信号機交差点まで拡幅と歩道(待避所)設置を(大石区)</u> ・県道東御孺恋線牧家交差点～西方信号機交差点まで狭隘道路で危険、人・車の安全確保のため、拡幅と歩道或いは待避所の設置を。	建設課	現在、具体的な整備構想はありませんが、今後、地元区と現地立会いをさせていただきます。	地区要望として現地立会を令和2年10月28日に実施しました。今後は、待避所設置箇所についての地元調整及び協議をお願いします。
滋野	11	(安全対策・環境美化) 高速道路側道法面の草刈は角度が急で落差・面積も大きく耕作者の高齢化もあり危険、難易度の高い部分は市で対応を。(大石区)	生活環境課、建設課	【生活環境課】高速道路の法面については高速道路管理者により管理がされており、上信越自動車道環境対策協議会を通じて適正管理の要望を挙げております。 【建設課】市では主に幹線道路に関する清掃を行っており、集落内等の道路に関しては、引き続き、地元区の皆様のご協力をお願いいたします。	【生活環境課】高速道路の法面に関する草刈等々の維持管理については、上信越自動車道環境対策協議会を通じて適正管理の要望を挙げました。 【建設課】当日回答と同じです。
滋野	12	(災害・防災対策、環境美化) 高速道路側道の側溝は深く大きく落ち葉が堆積、1回は市で片付けているがもう1回片付を。(大石区)	建設課	市では市内全域のパトロールを行う中で、必要に応じて随時清掃を行っておりますので、今後も地域の皆様のご協力をお願いいたします。	5月に道路パトロールにて実施し、その後は随時必要に応じて清掃を行っておりますが、引き続き、地域の皆様のご協力もお願いいたします。
滋野	13	(環境美化・身体保障対応) 市道や一級河川の草刈等の作業時にケガをした場合に市として対応を。(区の一斉清掃や中山間等の作業時)(大石区)	地域づくり・移住定住支援室、農林課	【地域づくり・移住定住支援室】区内の環境美化における作業時の怪我については、各区でご加入していただく自治会活動保険等での対応をお願いいたします。 【農林課】中山間等の事業でのケガ等の対応については、各組織単位の事業計画に伴い、各組織単位で保険等に加入していただきますようお願いいたします。保険の内容については農協等にご確認ください。	【地域づくり・移住定住支援室】前回回答のとおりです。 【農林課】中山間・多面等の事業でのケガ等の対応については、各組織の実施計画に基づき組織単位で保険に加入していただくようお願いをしております。
滋野	14	(生活安全・環境) 各家の敷地境界線の立木が大きくなり、台風や降雪の度に電線が切れたり隣接者に迷惑をかけており、市でもっと強い対処を。(別府区)	生活環境課	個人の所有する土地の立木については、民法上勝手に切ることはできません。ご相談があれば、都度土地所有者へ適正管理をお願いするとともに、8月市報で「環境をよくする条例」に基づく土地の管理を行うよう周知してまいります。	当事者間での解決が困難である市へのご相談については、通知による土地所有者へ適正管理のお願いや相談者との橋渡しを行ってまいりました。 また、令和2年8月号の市報にて土地の適正管理に関するお知らせを掲載いたしました。

令和2年度 まちづくり懇談会 意見・要望等年度末進捗状況(令和3年3月末現在)

地区	番号	要望内容	担当課	回答	現状及び結果(令和3年3月末現在)
滋野	15	(生活環境・防災) 道路にはみ出た各家の立木・枝の処理及び大きくなり過ぎた大木の処理方法は。(台風時に心配) (原口区)	建設課、 生活環境課	本来、立木の所有者が対応することですが、不明なこと等がありましたら市へご相談ください。	【建設課】当日回答と同じです。 【生活環境課】当事者間での解決が困難である市へのご相談については、通知による土地所有者へ適正管理のお願いや相談者との橋渡しを行ってまいりました。
滋野	16	(広聴・広報) まちづくり懇談会にこれからの東御市を背負う若者や子育て世代が参加できるよう、開催時間を遅く(原口区)	企画振興課	まちづくり懇談会は、区長会の皆様、地域づくり協議会の皆様に時間等を相談させていただき、協働で開催させていただいております。今後の開催時間についてはご要望を踏まえ、改めてご相談させていただき開催してまいります。	コロナ禍では「新たな生活様式」の定着が求められますので、集合形式の会議自体のあり方を見直す必要がございます。そのため、会議を動画で配信できる仕組みを構築する必要があるのではないかと検討しています。今後の区長会等において提案させていただき、協議して参りたいと考えております。
滋野	17	(交通安全) 郵便ポストが道路にあり、投函する際道路に駐車して危険なため駐車場がある公民館への移動を。(原口区)	生活環境課	郵便ポストの移動については、郵便局にご相談ください。	公民館敷地へのポストの移動については、郵便局と協議いただくよう地元区にお伝えしました。
滋野	18	(空き家対策) 何年も空き家状態で防犯面でも良くないが高齢化に伴う空き家対策として個人情報の関係もあり市で地権者への連絡・対応を(乙女平区)	建設課、地域づくり・移住定住支援室、生活環境課	空き家の把握は地元区の協力が必須でありますので、区・地域づくり協議会とどのような体制や仕組みを構築するかの意見交換など、実現に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えます。 また、立木・雑草等の相談があった際は生活環境課から土地所有者へ除草等の管理のお願いを、住宅管理の相談については建設課による空家等対策計画に基づく改善を、空き家の利活用については地域づくり・移住定住支援室から空き家バンクのご案内をしております。 その他、詳細については市で発行している空き家に関するパンフレットがございますので、ご一読ください。	【建設課】空き家対策といたしまして、各地域づくり協議会へ空き家対策に対する交付金を交付し協力を依頼しているところで、北御牧地区では、モデル的に空き家調査を実施いただいております。この結果を元に5年前調査との比較や手法について整理し、他地区へも調査を依頼してまいります。その他前回回答の通りです。 【地域づくり・移住定住支援室】空き家対策といたしまして、各地域づくり協議会へ空き家対策の交付金を交付し空き家調査等を依頼しているところでございます。その、調査結果をもとに空き家バンクへの登録や空き家の利活用について、依頼してまいります。その他前回回答の通りです。 【生活環境課】空き家の樹木・雑草等に関する相談については、空き家に関するパンフレットを同封の上、土地所有者の方へ伐採の要望があったこと、そのことについて相談者と協議することを通知しております。

地区	番号	要望内容	担当課	回答	現状及び結果(令和3年3月末現在)
滋野	19	(交通安全・地域づくり) 小中学校児童・生徒や保護者、高齢者など滋野地区住民の憩いの場や交流の場となる将来的に駐車場や多目的に活用できる事業用地の確保を ・滋野小学校、滋野コミュニティセンター、おらちのえんがわでの行事、会議等の際に駐車場が狭隘で不足しており、今後の滋野児童館建設事業等を見越した①児童・生徒の安全確保②児童生徒や高齢者、地域住民の支えあい・憩いの場となる交流・地域活動推進③小学校区単位の地域づくり推進のため、国道18号と滋野小学校の間の土地を市が取得し、不足する駐車場の用地確保、地域の核となる多目的に活用できる施設の用地確保を(しげの里づくりの会)	教育課、地域づくり・移住定住支援室	事業用地の確保につきましては、滋野児童館の建設も含め、今後の検討課題としてまいります。 なお、ご提案いただきました駐車場用地の取得につきましては、利用者の利便性と安全性確保の観点から別途慎重な協議が必要と考えております。	【教育課】和児童館建設後は滋野児童館建設を予定していますので、児童館の建設計画を策定していく中で、事業用地の確保についても検討したいと考えます。 【地域づくり・移住定住支援室】前回回答のとおりです。
滋野	20	高齢者社会 健康・家計・安心について(赤岩区) 高齢になっても住み慣れた自宅等で生活していくことが望まれている。地域の支え合いの場としておらちのえんがわでのずくさち体操、健康体操等の開催をより充実・進展させていただきたい。	福祉課	ずくさち体操は、希望者・団体へ無料配布しているCD・DVDがあれば住民の皆様だけでも取り組める体操のため、普段の活動に取り入れることで充実・進展を図ることができます。公民館活動やグループでの健康づくりに対して、活動が軌道に乗るまで支援いたしますのでお問い合わせください。	今年度においては、コロナ禍により、多くの地域で介護予防教室などが中止となったため、市報やエフエムとうみなどの広報媒体を利用して、自宅で体を動かせる体操や、家族でフレイルや認知症に気付けるようなチェック項目の紹介をしてまいりました。
滋野	21	各区の消防団の統合のメリットについて (1)統合のメリットはあるのか? (2)赤岩区・片羽区・桜井区の第一部は統合しても消防団員数は変更く、新入団員の加入は進まず、統合しても消防費が減るわけでもない。指揮命令系統からも以前より複雑な組織になり、運用が現実的でないと思われるが。(片羽区)	消防課	消防団の組織再編による効果につきましては、市内全域を管轄したことにより、昨年9月に実施しました防災訓練には全区へ消防団が関係し、より実践的な訓練が行われたものと捉えております。また、台風19号への対応についても、管轄する区と連携をとり、土のうの準備や危険箇所の巡回、避難誘導などが行われ、地域防災力の向上が図られたと考えております。 消防部の統合につきましては、活動の基礎単位となる各消防部の団員数減少に対応するもので、今後も継続して消防活動を続けていくために必要な取り組みであったと捉えています。地域の皆様には、ポンプ操法大会で訓練成果を披露したり、協働での防災訓練の実施、災害時の対応などを通して消防団の活動に理解がより深まり、延いては団員確保につながるよう、市といたしましても消防団とともに取り組んでまいります。	組織再編当初の混乱が収まりつつある中で地域との新たな連携も見られ、消防団を中核とした地域防災力の向上に寄与していると捉えております。 引き続き、再編の趣旨である持続可能な消防団活動への取り組みを進めてまいります。

令和2年度 まちづくり懇談会 意見・要望等年度末進捗状況(令和3年3月末現在)

地区	番号	要望内容	担当課	回答	現状及び結果(令和3年3月末現在)
祢津	1	所沢川の福祉センターのところの復旧をしてほしい。(区長会) 台風19号の影響で祢津地区でも各所に被害が出ているが、特に福祉センターの上の橋が崩れたままで、応急処置は施されているが、修繕を進めていただきたい。	建設課	現在鞍掛橋は、上田建設事務所により復旧を進めており、完成は7月末と聞いております。橋の前後の被災箇所についても順次復旧を進めており、完成は今年度末と聞いておりますので、市といたしましても早期復旧をお願いしてまいります。	所沢川の福祉センター付近の復旧については、令和3年2月末時点で220m中、125mが完了しており、年度内に完成の予定です。
祢津	2	保育園からの駐車場の一方通行または駐車場を一つ減らす方向で市に要望する。(区長会) 祢津保育園の駐車場がお迎えの時間などで混雑している時に危険がある。駐車場を一方通行にするか、駐車スペースのどちらか一列をなくす等、地域住民が安全に園児の送迎ができるようにしてほしい。	子育て支援課	ご要望の駐車スペースについて現況を確認しました。奥の駐車場に至る通路の駐車スペースについて、道幅が狭いために視認性が悪いことが危険の一因と考えられます。 関係課と調整のうえ、児童館側の駐車スペースの撤去について対応を進めて参ります。	ご回答後、児童館側の駐車スペースの白線を消す作業を実施し、令和2年8月3日に祢津地区区長会長様に御同席いただき、現地説明をさせていただきました。 今後も安全に駐車場をご利用いただきますよう、格段のご配慮をお願いいたします。
祢津	3	北山地区の観光開発(区長会) 昔から北山地区の観光開発を進めていくという話があったが、立ち消えになったと聞いている。御堂を含め、観光開発をどのようにしていくか、うまく活性化していったほしい。	6次産業化推進室、商工観光課	御堂地域活用構想にも挙げられている「フットパス」を用いて、新張地区のワイナリー等に人が回遊する仕組み等について、今後御堂地域活用推進協議会で検討してまいります。	御堂地域活用推進協議会で引き続き検討してまいります。
祢津	4	カーブミラー点検、交換(場所がわかるようにしてほしい)(区長会) 具体的にどの箇所がというわけではないが、全体的にカーブミラーが老朽化しており、ミラーが見づらいところもある。点検や交換をしっかりと行ってほしい。	生活環境課、建設課	点検については道路パトロールにより実施していますが、数が多いためすべての点検を行うことが非常に困難なため、老朽化等お気づきのカーブミラーがございましたら情報提供をお願いします。 後日現地確認し、必要な修繕・交換等を実施します。	令和2年度は、区長期計画及び緊急修繕において、7箇所(内祢津地区1箇所)、緊急修繕(直営)による交換2箇所を実施しました。道路パトロール等で点検等を実施してまいります。お気づきのカーブミラーがございましたら情報提供をお願いします。
祢津	5	市のホームページが見づらい。(区長会) 区長用の様式で古いものがホームページに残っていたことがあったので、更新作業をしっかりとしてほしい。	企画振興課、地域づくり・移住定住支援室	市のホームページに関しましては、キーワードによるサイト内検索機能を強化すると共に、より使いやすく分かりやすくなるよう改善してまいります。 区長用の様式については、会議等終了後速やかに更新するよう努めます。	【企画振興課】本年度(R2年度)、ホームページに関しましては「見やすさ」及び「使いやすさ」向上のため、カテゴリー導入部への写真挿入とカテゴリー内容の見直し、また、組織からの検索ができるよう改善いたしました。 【地域づくり・移住定住支援室】前回回答のとおりです。
祢津	6	せせらぎ公園に水道を付けてほしい。(地域づくり協議会)	文化・スポーツ振興課	せせらぎ公園の水道設備設置については、近隣に水道管が布設されておらず設置には多額の工事費が必要となること、また現在の利用状況から、現段階では設置の予定はありません。	前回回答のとおりです。
祢津	7	御堂のブドウ畑の西宮側の砂利道を舗装してほしい。(石の鳥居のある箇所(御堂に入っていく道)から、東町からの道に合流する所まで)(地域づくり協議会)	建設課	今後の御堂周辺の整備状況、車の流れ等を鑑み、必要性和安全性を考慮し、検討させていただきます。	令和2年度において、わだち掘れの著しい箇所の修繕や碎石舗装、不陸、路面排水除去等を実施しました。また、御堂は場内道路から雨水が流出しないよう、ほ場内道路の勾配修正を農林課で行いました。

令和2年度 まちづくり懇談会 意見・要望等年度末進捗状況(令和3年3月末現在)

地区	番号	要望内容	担当課	回答	現状及び結果(令和3年3月末現在)
祢津	8	今の御堂のブドウ畑の上にもブドウを植えて高速道からアピールするようにしてほしい(地域づくり協議会)	6次産業化推進室	現時点では、ブドウ団地の北側に新たにブドウを植える計画はありませんが、御堂地域活用構想では眺望ゾーンが提案されていることから、今後御堂地域活用推進協議会で検討してまいりたいと思います。	御堂地域活用推進協議会で引き続き検討してまいります。

令和2年度 まちづくり懇談会 意見・要望等年度末進捗状況(令和3年3月末現在)

地区	番号	要望内容	担当課	回答	現状及び結果(令和3年3月末現在)
和	1	<u>現和児童館跡地利用について</u> 予定では、令和4年児童館が開所します。その時点で現和児童館が廃館となり建物および土地について市としては利用の構想があるのでしょうか。できましたら海善寺4地区(海善寺・睦・日向が丘・海善寺北)と利用運用の協議の場を設けていただくことを要望します。	教育課	和保育園跡地に児童館が建設された後の利用については、現在未定でございます。海善寺4地区において利用運用の構想があればご提案をいただきたい。 なお、東御市では公共施設の跡地利用につきましては必要に応じ地区の代表者で構成される公共施設跡地等利活用地区懇談会に意見を求める場合があります。	和保育園跡地に児童館が建設された後の利用については、現在も未定でございます。 現在、国及び県へ補助金交付について協議中ですので、国及び県から内示があり、令和3年度での工事着工が可能になりましたら、契約財産係などの関係部署を交えて海善寺4区の要望をお聞きする場を設けたいと考えています。
和	2	<u>和地域づくりの会の運営について</u> 上記運営費補助が今年度をもって打ち切られるとのことです。市5地区の特色ある活動を支えていく大切な補助金と考えます。改めて補助金の趣旨の確認と補助金の継続を要望します。	地域づくり・移住定住支援室	地域づくり組織運営交付金につきましては、組織発足当時より5年間の形成段階に活用することを目的に交付してまいりました。 今年度をもって、全ての地区において当該交付金が終了するため、今後につきましては、各地区地域づくり協議会の事業量・活動に応じた補助金を早急に検討してまいります。	令和2年10月にいただいたご意見を参考に、事務的・財政的支援を行って参ります。

地区	番号	要望内容	担当課	回答	現状及び結果(令和3年3月末現在)
和	3	県道大屋停車場・田沢線の安全対策について (1) 曽根区の七差路交差点の安全対策について、指導において安全対策が充実されました。さらには県道上にも「徐行」「交差点注意」などの注意喚起を検討していただきたいです。 (2) 浅間サンライン下大川信号機から和郵便局までの歩道設置を要望していますが、和郵便局からセイバリーサイド和さんまでは両側に住宅が密集し幅は難しい区間です。このため、下大川黒沢アルミ建材さん北側からセイバリーサイド和さんまで歩道設置に向け関係機関で現場立合いが実施されましたが、この区間はできるだけ早期に着工していただきたく本年度も要望します。 (3) 国道18号線から上がったホテルモアさん北側まで上田バイパスの用地交渉等が始まり県道まで整備される計画であります。完成すると国道に南下する車両だけでなく、北側の浅間サンラインや市道県・東深井線に抜け道として通過する車両が増加することが十分に考えられます。上田バイパスと県・東深井線の進捗状況もふまえ整備の構想を進めていただきたいです。 (4) 曽根区内本海野・曽根線の長門運輸事業所沿いにおけるグリーンベルト変更をしていただきました。更なる要望として市道と県道大屋(停)田沢線に直結する部分に正式な横断歩道を敷設していただきたいです。	建設課、生活環境課	(1)～(3)地域の皆様と現地立ち合いを行ったのち、引き続き県に要望してまいります。 (4)横断歩道については、公安委員会の所管となりますので要望してまいります。	(1)道路管理者の上田建設事務所と関係区長、市で現地を立ち会い、上田建設事務所からは路面の減速表示と警戒標識の設置は可能性があるとの回答がありました。 (2) 上田建設事務所により令和2年3月～4月に現地測量を、11月に路線測量を実施し、令和3年3月20日に関係者へ計画説明を行い、事業への賛同をお願いいたしました。 (3) 上田建設事務所と関係区長、市で現地を立ち会いました。上田バイパスの進捗に合わせ、関係機関等と協議検討しながら進めてまいります。 (4) 横断歩道の設置については、引き続き、公安委員会へ要望してまいります。
和	4	県・東深井線の道路整備について 上記整備につきましては、現在日向が丘地区の整備が進められています。感謝申し上げます。日向が丘地区の整備終了後、曽根区内整備の速やかな事業推進をお願いします。	建設課	日向が丘工区の進捗状況を見据えながら、県東深井線道路改良推進協議委員会と連携し事業を進めてまいります。	現在進めている日向が丘工区については、用地補償4件、一部拡幅工事(L=26.0m)を実施しました。 今後は令和3年度中の事業完了を目指し進めてまいります。以降の整備については、日向が丘工区の進捗に合わせ推進協議委員会及び関係区と連携し進めてまいります。

地区	番号	要望内容	担当課	回答	現状及び結果(令和3年3月末現在)
北御牧	1	(1) 移住・定住向け住宅のリフォーム補助事業の新設 空き家があっても、水回り等の改修をしないと貸し出しできない空き家が多いので、それらの住宅改修に補助制度を新設する。 ・補助額 補助対象経費の上限を100万円として、対象経費の20パーセント、20万円を限度に補助する。その場合、施工業者は市内限定、5年以内に貸付等の要件が無くなったときは、補助 (2) 移住・定住向け住宅改修資金利子補給制度の新設 空き家バンク制度の登録者や利用した人を対象に、金融機関から融資を受けて空き家の取得、改修、解体を行った場合、利子の全部または一部を補助。 ・補助額 融資額200万円を上限に、利子補給を3パーセントまで補助する。補助期限は10年以内とする。 (3) 定住助成金の支給制度の新設 旧北御牧村で住宅取得した人を対象に同様の事業を実施していたが、1年以上定住世帯を対象に10万円を支給。中学生以下の子どもがいる場合は、2万円を加算する。 (4) 移住体験住宅 市内空き家を市が借り上げ、お試し移住体験ができる住宅を整備する。期間は上限1年以内、家賃もできるだけ低額として利用しやすいものとする。 (5) 空き家バンクの充実強化 空き家バンクへの登録や利用者を増やすには、情報量を増やすことが最も重要であり、市が地元の区や地域づくりの会などと連携を図る必要がある。移住・定住向けの空き家の把握は区の協力が必須であり、そのための体制や仕組みづくりを構築する。	地域づくり・移住定住支援室	(1) リフォームの要・不要については、お宅の状況によりニーズが分かれますが、空き家の片付けについては、空き家の利活用をされる際に必ず必要となります。そこで、現状ある「空き家の片付け補助金」の内容を見直し、空き家の利活用が進むよう検討を行ってまいります。 (2) 空き家の改修費用は、フリーローンなど金利の高い商品が主流で、融資を受けにくい状況があります。今後、地元金融機関と話し合いを行い、官民連携での取り組みについて模索してまいります。 (3) 移住者を対象とした定額助成金の交付については、現状実施の予定はございませんが移住者のニーズをお聞きしていく中で、必要の可否について判断をさせていただきます。 (4) お試し移住先として、市内の民泊施設をご紹介します。一方、中長期でのお試し移住の希望もございますので、ご提案いただきました内容を踏まえて今後の課題とさせていただきます。 (5) 空き家バンクの利活用の促進に向けて、広報や市ホームページへの掲載、固定資産税納税通知書への同封等により広く周知を図っています。なお、地域で空き家に対する取り組みを行っていただくため各地域づくり協議会へ交付金を交付しておりますので、有効にご活用いただき、地区・区でも空き家の取り組みの推進に役立てていただきますようお願いいたします。 また、移住定住向けの空き家の把握は地元区の協力が必須でありますので、区・地域づくり協議会と市とでどのような体制や仕組みを構築するか意見交換など、実現に向けた取り組みを進めて参りたいと考えます。	(1) 前回回答のとおりです。 (2) 上田信用金庫との協定を元に、空き家の解体費用及び空き家リフォーム費用に対し、低金利な融資制度をご利用いただけるようになりました。 (3) 前回回答のとおりです。 (4) 滞在型お試し移住施設の整備が急務であると考えており、入居者のいない市営住宅や空き家の活用などが考えられますので、今後関係部署と実施に向け協議し確保していきたいと考えております。 (5) 空き家バンクの充実強化といたしまして、各地域づくり協議会へ空き家対策の交付金を交付し空き家調査等を依頼しているところでございます。その、調査結果をもとに空き家バンクへの登録や空き家の利活用が推進される取り組みを進めてまいります。

令和2年度 まちづくり懇談会 意見・要望等年度末進捗状況(令和3年3月末現在)

地区	番号	要望内容	担当課	回答	現状及び結果(令和3年3月末現在)
北御牧	2	郷土資料館の活用検討について 郷土資料館は改修工事もされ駐車場も充分確保されており、周囲の景観や施設など環境も整っている。歴史的にも地域の財産である資料館の活用方法検討の際は、広く地域住民の意見も取り入れられるようご配慮願いたい。	総務課	北御牧郷土資料館は、令和元年度末をもって資料館としての用途を廃止したことから、今後は施設を活用いただける方に管理を含めて貸出すことを方針としています。 なお、活用する者には、関係する法令や条例等の遵守のほか、当施設とその周囲の景観や環境を維持することを求めています。	北御牧郷土資料館の活用につきましては、2者から提案をいただき審査の結果、八ヶ岳発酵研究所株式会社の提案を採用することとし、9月の地元主催の説明会において出された環境に対するご意見・ご要望への対応や、法令・条例に係る関係機関との協議に見通しがついたことから、10年間の賃貸借契約を締結しました。
北御牧	3	区の在り方、組織体制の見直しについて 少子高齢化、労働人口の減少を背景とした年金受給年齢の引き上げに伴い、60歳以上者の就労を促す政策が進められる中で、これまで区の役員を担ってきた65歳～70歳の者の地域活動への参加意欲が低下するとともに、区の運営に支障をきたし始めています。 このことを解決するために、各区においては、区長、役員の仕事内容や組織体制を見直すことはもちろんですが、絶対的な役員のなり手不足を解消するためには、行政区(行政事務を行う単位)の見直しと、自治区の役割の再確認を同時に進める中で地域活動を再構築することが必要であると考えます。 ついては、行政区、自治区の在り方の検討を先導されたい。	地域づくり・移住定住支援室	役員のなり手が少ない場合は区や団体の再編を検討することもひとつの方法だと考えており、例年1月開催の区長会で各区のデータとともに再編の案内をしています。 また区のありかたに関しましては、地域の皆様の考えを重視しつつともに協議していければと考えています。	前回回答のとおりです。